



正副会長の活動状況

ー会務報告ー

日本弁理士会副会長

高松 俊雄

1. はじめに

令和7年度日本弁理士会副会長を務めさせて頂いております、高松俊雄と申します。一年間どうぞよろしくお願ひいたします。

本年度は、『それぞれの弁理士道を極めよう！尖れ弁理士！』というスローガンのもと、北村修一郎会長1年目の副会長として会務に取り組んでおります。

コロナ危機が終焉して全く影響を感じない中で会務活動を行える喜びと充実感を感じながら、皆様のご期待に沿えるように会務に従事しております。

本原稿は、掲載時期の関係から7月下旬に執筆しております。現在は、4月より附属機関や委員会の立ち上げを行い、関係省庁、裁判所、関係機関及び団体への挨拶回り、常議員会及び総会の開催、地域会との語る会、弁理士の日記念式典・祝賀会等の重要なイベントを終えたところです。

各種附属機関や委員会のうち私の主な担当は、「研修所」、「綱紀委員会」、「審査委員会」、「不服審議委員会」、「経営基盤強化委員会」、「産業標準委員会」、「北陸会」です。これらの活動状況について簡単にご報告させていただきます。

2. 会務報告

(1) 研修所

太田昌孝所長を昨年度所長の千且和也副所長及び昨年度担当副会長の服部秀一執行理事が支える体制が構築されており、円滑に運営されております。

研修所の基本方針は、知的財産立国的人的基盤である質の高い専門家としての弁理士の育成を図るため、3つの法定研修（継続研修、実務修習及び能力担保研修）を中心とした各種の研修事業を企画・運営することです。

本年度は特に倫理研修の改訂作業に関する実施計画を作成し、令和10年より実施できるようにスケジュールを計画して準備を進めております。今後実施していく改訂内容は、集合研修の事例問題の改訂、集合研修及びeラーニング研修の時間配分の変更、eラーニング研修の科目変更及びコンテンツの新規作成です。

特に、研修所と連携して、業務対策委員会で倫理研修に入れるべき非弁行為の事案について取りまとめ、コンプライアンス委員会でハラスメント、直近の会員処分及び上記非弁行為に関する事例や情報を集約して集合研修で使用する事例問題を改訂する重要な作業を行って参ります。

また、研修所において、集合研修の時間を5時間から6時間に変更した場合の具体的な研修運営方法及び講義日程等について検討します。さらに、「弁理士研修システム」について倫理研修10単位の単位数の表示変更のためのシステム改修を行う一方、内規第94号「継続研修実施規則」第8条を含め、関係する例規を見直し、必要な例規改正を行う予定です。

(2) 綱紀委員会

綱紀委員会は、弁理士から選任した委員と弁理士以外の者から選任した外部委員とによって組織され、会員に対する処分について処分理由（会則第49条第1項）に該当する事実の有無について、調査（本会の秩序又は信用を

害したか否かの評価を含む) する委員会です。会長からの請求により調査を開始し、調査結果を書面で会長に報告します。開始時期や内容によって、年度を跨いで継続される案件もあります。今年は担当案件数が多く、複数の案件を担当する部会も多くあります。

(3) 審査委員会

審査委員会は、審査委員会規則(会令第37号)に基づいて、会員の処分について審査します。担当副会長を含め執行役員会は審査に関与しません。なお、処分は会長名で行うことになります。

(4) 不服審議委員会

綱紀委員会が調査し、会長が「会則第49条第1条の処分事由に該当する事実がない」と判断し、処分請求人から不服申し立てがあった事案が、不服審議委員会に調査請求されます。最近は、処分請求人から不服申し立てされる案件が少なくなっています。

(5) 経営基盤強化委員会

経営基盤強化委員会では中小規模の特許事務所における事務業務の効率化の検討を行っています。前年度に統一RPAなどの自動化ソフトの導入及びAIの活用について検討しており、中小事務所への情報提供を行っています。また、特許事務所における人材確保の検討(求人を除く会員向けの啓発事業、合同採用フェアの検討、日本弁理士会ホームページでの求人情報コーナーの検討を含む)を行っています。今年は名古屋等で合同就職説明会を開催しました。また、事業の承継又は共同化に関心のある会員に対する情報の提供(事業の承継又は共同化の相手を探す機会の提供・会員マッチングシステムの周知・事業承継セミナーの開催等)を行っています。マッチングセミナーは東京や大阪で開催予定です。

(6) 産業標準委員会

産業標準委員会では経営課題に対して行う標準化提案を含んだコンサルティングの実施に必要な情報の収集、コンサルティングの実施、及び、実施による情報の収集、標準規格策定段階及び標準規格策定後における知財戦略の調査及び検討を行っています。

また、弁理士業務に役立つ産業標準に関する情報及び具体例の検討や産業標準に関する会員向けセミナーの企画及び実施、産業標準に関する諸機関・諸団体への対応、連携、情報交換及びその報告を行っています。

具体的には、知財標準化一体的活用WGに担当副会長、担当執行理事、現委員長が参加しており、経済産業省の標準化人材データベースSTANDirectoryへの標準化人材の登録対応を行っています。近年、知財と標準化を一体的に取り扱うビジネスモデル構築が産業競争力法に明示されたこと等、「日本型標準加速化モデル」の実現に向けて、標準関連業務において弁理士に期待される役割を把握し、今年度の活動に生かしていくことが重要と考えます。

また、標準化を取り巻く知財、特に海外企業との間で行われる交渉等が活発に行われるようになっており、弁護士、あるいは、経済産業省等とのより密なコンタクトの必要性が高まっています。このため、これら外部との連携をより活発にしていくことが求められています。

(7) 北陸会

北陸会は、新潟県、富山県、石川県、福井県の北陸4県で構成されています。他の地域会とは事情が異なり、北陸会の各県を管轄する経済産業局が、新潟県は関東経済産業局、富山県と石川県は中部経済産業局、福井県は近畿経済産業局と分かれています。関東経済産業局の所在地は埼玉県(関東会)、中部経済産業局の所在地は愛知県(東海会)、近畿経済産業局の所在地は大阪府(関西会)であり、何れも北陸会以外の府県にあります。

日本弁理士会は、特許庁、INPIT、日本商工会議所により4者連携を形成して「知財経営支援モデル地域創出事業」を昨年度から新たにスタートしました。その知財重点支援エリアとして、青森県、石川県、神戸市の3地域が

選定されました。このモデル事業は中小企業庁も新たに参画して5者連携として今年も継続して実施されます。北陸会が石川県での事業を行う際に、愛知県を所在地とする中部経済産業局と円滑に連携できるようにバックアップいたします。

3. おわりに

本原稿を執筆している時点では、まだ任期の1／3が終わったばかりであり、これからが本番と考えております。日本弁理士会会員の皆様のご期待に沿えるように、また、日本の知的財産制度の発展のために誠心誠意会務に精進して参りたいと存じます。引き続きご協力の程お願い申し上げます。

以上